

【お知らせ】

2020年7月3日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済的支援について

在学生ならびに保護者の皆様へ

清泉女学院大学
清泉女学院短期大学
学長 山内 宏太郎

このたび、清泉女学院大学、清泉女学院短期大学では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済状況の悪化、また、遠隔授業に対応するための家計の負担を鑑み、本学独自の経済的支援を実施することを決定しましたので、お知らせいたします。

本学では、これまでも奨学金制度を設け、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済的に修学が困難な学生の皆さんへの学業の継続のための支援を行ってきました。しかし、景気の急激な悪化から保護者の皆様の中には家計が急変され、また、学生の皆さんのアルバイト収入が大幅に減少するなど、これまでにない厳しい状況が広がっています。

このような状況に対して、家計が急変し修学が困難になった学生支援のための奨学金制度のさらなる充実と、遠隔授業の環境整備等へも一律で支援を行うこととしました。併せて、本学の授業料に対する考え方もお知らせいたします。

清泉女学院大学、清泉女学院短期大学に通う全ての学生の皆さんが、新型コロナウイルス感染症の影響に負けず、学業に打ち込んでいただけるよう、ここからお祈りします。教職員一同もしっかり支援していきます。

記

1. 遠隔授業環境整備等奨学金の支給

現在、遠隔授業等が円滑に行われています。この準備として、各家庭においてパソコンやプリンタ、Wi-Fi ルーターなどを揃えていただき、通信料を負担していただいているところです。本奨学金は、このご負担等に対して一律で支援をするものです。

新型コロナウイルス感染の長期化により、遠隔授業も長期にわたることも予想されますので、可能な限り学生が専有できるパソコンをご用意いただくようお願いいたします。

(1) 奨学金の内容

20,000 円を一律支給

(2) 対象

清泉女学院大学、清泉女学院短期大学に在籍する全学生（休学者は除く）

(3) 支給時期等

支給は 7 月 6 日（銀行口座への振り込みによる）

2. 緊急奨学金制度の拡充（返還不要）

家計急変のため収入が大幅に減少し、学業の継続が困難となった学生を対象に、授業料や生活費等使途を問わない奨学金額を20万円から、条件により20万円、30万円、40万円に拡充しました。

支給は、世帯の収入が著しく減少したことが条件となりますが、減少等の状況により支給金額が異なりますので、詳しくは教務学生部へお問い合わせください。

応募は随時行っています。

3. 被災等に伴う授業料等減免制度の拡充

災害等により、家計が急変して収入が大幅に減少し、学業の継続が困難となった学生を対象に授業料を減免する奨学制度に、感染症の拡大に伴う家計急変を対象条件として追加しました。

家計急変の目安は世帯全体の収入が半減となった場合で、その世帯収入の水準に応じて、授業料の半額、または1/4を減免します。

この制度も詳しくは教務学生部へお問い合わせください。

応募は随時行っています。

4. 学費等に対する本学の考え方について

本学は、カリキュラムの見直し、授業方法の変更により、履修が行われ、単位認定ができるように、遠隔授業を中心とした対応策を実施してまいりました。

授業方法の変更に伴う教員の授業準備、学生の皆さんとの資料の授受方法の構築、遠隔授業のための環境整備、遠隔授業を受けることが難しい学生への対応方法・環境整備等を進めております。

これにより予定された学修が行われ、学修成果をきちんと確保し、学士、短期大学士として相応しい人材を育成することに本学を上げて対応してきたところです。

また、本学におきましては、遠隔授業を実施するにあたり、通常の授業以上に教職員の多くの対応と遠隔授業実施のための備品等整備、発送費の負担など通常にないコストが発生していることをご理解いただければと存じます。

以上